

日本維新の会尼崎市議団の別府建一でございます。会派を代表致しまして、決議案第1号に対する賛成討論を行います。

今月開催されました政治倫理審査会に於いては、疑惑の全容解明が進むどころか、光本圭佑議員の新たな発言により更に疑惑が深まりました。

我が会派としましては、同じ釜の飯を食べ、苦楽を共にしてきた仲間であった光本議員には、昨年6月政務活動費の不適切な支出の疑惑が発覚した際に、自らしっかりと疑惑の全容解明に尽力され、議会でしっかり説明責任を果たしていただくべきでした。また、私自身、光本議員の議会活動を身近でみていながら、これらの不適切な事案を未然に防げなかった事、大変申し訳無く思っております。

議決案第1号につきまして、パソコン購入経緯、政務活動費の自身の銀行口座への多額な活動費の移動、不可解な会派報発注など全て現金移動で行われていました。しかしながらいまだに政務活動費250万円が移動された銀行口座の履歴の開示はされておらず、昨年A社に支出されたと光本議員が主張していたパソコン代金75万円は、会派議員により、A社への支出がなされていなかったという事実を確認していましたが、先日の政治倫理審査会においては、別の業者に支払ったなどという答弁が光本議員からありました。

この一年間、我が会派の対応は、維新の会発足時からの政務活動費の全ての入出金を会派議員、会派職員で洗い出し、政務活動費の制度検証等特別委員会、政治倫理審査会では、毎回会派議員がご答弁させていただき、兵庫県警察の捜査においても全面的に協力しております。昨年7月より会派の経理責任者2人体制、これは次年期も行います。

令和4年の住民監査請求のパソコン購入代等の政務活動費返還請求事案では、「本件支出については、その一部の物品において政務活動費を充てることのできる経費の範囲として合致しているものの、その内訳を証するための書類が支出決定者により偽造等が行われるなど、明らかに適正ではない手続による支出行為であり、本件支出に係る全ての物品が不正な手段をもって購入されたことから、違法な支出である。」と判断され監査から尼崎市に返還要請が有り760,330円と年3分の金員の支払いを求められました。それを受けて市長より会派に返還請求が有り即座に会派議員全員で本市へ全額返還致しました。その後、その支払ったパソコン購入費等を会派の顧問弁護士に依頼して光本議員に返還請求の内容証明郵便を送付、光本議員の代理人弁護士からは、「後日、返答します。」と顧問弁護士にファックスが届きましたがその後の回答は無く全く音沙汰が有りませんでした。

「尼崎市議会基本条例」第4条には、議員は、議会及び自らの活動について、市民に対し、平易な方法により適切に説明すること。議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。と記載されています。光本議員は、この条例による議員が担う役割を果たしていません。

よって、今現在、議員としての担う役割を果たせていない現状から鑑み光本圭佑議員の議員辞職勧告決議案に賛成を致します。